

令和5年度 第1回 吹田市バリアフリー推進協議会

**議題2：吹田市バリアフリー基本構想の確認  
(時点修正案)**

## バリアフリー基本構想の見直し概要

### 見直し概要

- 本見直しは、これまでに計画した事業を次期構想の策定（令和8年度）までに完了することを目的とした時点修正です。このため、内容の大きな変更はありません。
- 主要な見直し項目
  - 5冊の基本構想を1本化
  - 事業の進捗状況を反映して実施時期を更新
- ステップ3で新規事業を設定することから、時間的な制約も踏まえて見直しは最小限にとどめます。

### 見直し項目



1 5冊の基本構想を1本化

2 生活関連施設の名称の修正等

3 基本構想の目標年次の更新



4 事業の進捗状況を反映し、実施時期を更新

5 可動式ホーム柵の整備について、新規事業の追加

## 詳細説明前の補足事項

### これまで策定した基本構想



計5冊の基本構想を1本化

基本的な構成の変更は無し

### 3編構成

#### 第1編 全体構想

- 構想の概要
- 吹田市の概要
- 地区設定・バリアフリー整備水準

#### 第2編 基本構想の 事業と進捗

- 生活関連施設、生活関連経路の設定
- バリアフリー化事業の内容
- ※ 特定事業、その他事業の内容と進捗を整理

#### 第3編 参考資料

- 基本構想策定のしくみ
- 構想策定の経緯
- 基本構想に対する市民意見

## 詳細説明前の補足事項

### 1本化にあたって（体裁の整理）

#### フォント

読みやすさを重視したフォントとして、UDゴシックを採用します。

#### サイズ

見出しを強調するため、18ptの太字とします。  
本文は、読みやすさに配慮し、12ptとします。

#### その他

様々な方が読むことを想定し、フリガナ・音声コード（Uni-Voice）の対応を行います。

#### (7) 基本理念と基本方針

本市では、市全域のバリアフリー化推進に関わる基本理念、基本方針などを設定し、バリアフリー化を進めています。

本基本構想においても、これらの基本理念・基本方針に基づき、バリアフリー化の実現を図ります。

##### 吹田市バリアフリー化の基本理念

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり  
ーバリアのない交通・まち・ひと・しくみー

##### 吹田市バリアフリー化の基本方針

だれもが快適に利用できる駅や駅前広場などのバリアフリー化を進めます。  
だれもが安全で安心して移動できる連続した移動経路を確保します。  
だれもが気軽にかけられるまちづくりをめざします。  
だれもが心ふれあい支え合う社会をめざします。  
だれもが共に考え、共につくるバリアフリー化を進めます。

## 第1編 全体構想

### 【第1編の構成】

1. バリアフリー基本構想の概要
2. 吹田市の概要
3. バリアフリー整備を重点的かつ一体的に行う地区
4. バリアフリー化の推進に向けて

## 第1編 全体構想

# 1. バリアフリー基本構想の概要

## (1)目的

- ・ ノーマライゼーション※社会の実現

## (手段)

- ・ だれもが安全で便利に移動できる環境の整備

※障がい者が社会の一員として、障がいのない人と同等に生活し、活動できる社会があたりまえの社会であり、そのような社会をめざしていくという考え方

### 1 バリアフリー基本構想の概要

#### (1) 目的

本基本構想は、吹田市において高齢者及び障がい者など、だれもが安全で便利に移動できる環境を整備し、ひいては「ノーマライゼーション社会」を実現することを目的としたものです。

このため、吹田市・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会の関係者や市民が互いに連携し、バリアフリー化を重点的に推進すべき地区（重点整備地区）を設定し、地区内におけるバリアフリー化に関する基本的な考え方と実施すべき事業の内容などを定めます。

## 第1編 全体構想

# 1. バリアフリー基本構想の概要

## (2)これまでの取り組み

- ・市内の鉄道駅周辺を重点的にバリアフリー化
- ・段階的にバリアフリー化
- ・現行の基本構想で定めた事業は殆どが完了

## (3)バリアフリー基本構想とは【説明省略】

### (2) これまでの取り組み

本市では、平成14（2002）年に吹田市全体の交通バリアフリーの進め方や重点整備地区の整備の考え方、優先順位などを決定しました。

これにより、吹田市内の9地区14駅を3段階に分け、段階的に基本構想の策定及び重点整備地区におけるバリアフリー化事業を実施しました。

その後、平成30（2018）年に南吹田地区の基本構想を策定し、10地区15駅において事業を継続して実施しています。

また、主要な事業の実施状況としては、令和5（2023）年度時点において、鉄道駅の事業整備率が100%、道路の事業整備率が約90%となりました。



図：これまでの取り組み

## 第1編 全体構想

# 1. バリアフリー基本構想の概要

## (4)改定の概要

- ・今後のバリアフリー化推進に向けた手順を提示

ステップ1：基本構想の見直し

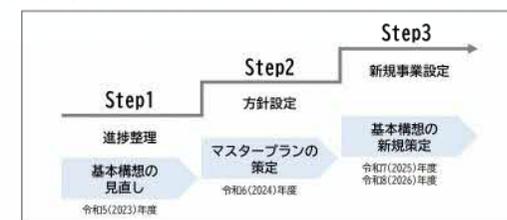
ステップ2：マスタープランの策定

ステップ3：基本構想の新規策定

- ・ステップ1の見直し概要を説明

### (4) 改定の概要

基本構想の策定から一定の時間が経過し、おおむねの事業が完了したことや、国のバリアフリーに関する方針などの改定を踏まえ、令和5（2023）年度以降に次の3段階のステップで本市のバリアフリー化を推進することとしました。



図：今後の取り組み方

本基本構想では、前述した第1段階の取り組みとして、当初の基本構想に定めた事業の実施状況を反映し、残された事業を次期基本構想の策定まで（令和8（2026）年度中）に完了することを目標とした見直しを行いました。

併せて、駅利用の安全確保の観点から、近年積極的に進められている可動式ホーム柵の取り組みを新規事業として追加しました。

見直しの概要
・ 5冊の基本構想を1本化する
・ 生活関連施設の名称の修正など
・ 基本構想の目標年次の更新
・ 事業の進捗状況を反映し、実施時期を更新
・ 可動式ホーム柵の整備について、新規事業の追加

## 第1編 全体構想

# 1. バリアフリー基本構想の概要

## (5)基本構想の目標年次

- ・令和8（2026）年度

## (6)基本構想の構成【説明省略】

### (5) 基本構想の目標年次

本基本構想の目標年次は、令和8（2026）年度とします。なお、事業計画によっては、令和8（2026）年度以降にずれ込む事業もあります。

### (6) 基本構想の構成

本基本構想では、地区の継ぎ目のない構想としていくため、これまで地区別に作成していた5冊の冊子一つにまとめるとともに、以下の3編構成とされています。

なお、第3編については、基本構想の策定にあたっての参考資料集となるため、別冊資料としています。

構成	記載内容
第1編 吹田市バリアフリー 全体構想	・本市のバリアフリー化の方針や関係者の役割を整理しています。 ・バリアフリー整備を重点的かつ一体的に行う地区と、地区内の施設、経路におけるバリアフリー整備の水準を整理しています。
第2編 基本構想の事業と進捗	・具体的な対象施設・経路及び事業内容を記載しています。
第3編 基本構想策定の経緯	・基本構想の策定の中で把握した当事者の意見や策定の流れを参考資料として整理しています。 ・別冊資料としており、本書では資料へのリンクを表示しています。

音声コード  
作成予定

## 第1編 全体構想

# 1. バリアフリー基本構想の概要

## (7)基本理念と基本方針

※現行の基本構想の内容から変更なし

### (基本理念)

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり

ーバリアのない交通・まち・ひと・しくみー

### (7) 基本理念と基本方針

本市では、市全域のバリアフリー化推進に関わる基本理念、基本方針などを設定し、バリアフリー化を進めています。

本基本構想においても、これらの基本理念・基本方針に基づき、バリアフリー化の実現を図ります。

#### 吹田市バリアフリー化の基本理念

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり  
ーバリアのない交通・まち・ひと・しくみー

#### 吹田市バリアフリー化の基本方針

だれもが快適に利用できる駅や駅前広場などのバリアフリー化を進めます。  
だれもが安全で安心して移動できる連続した移動経路を確保します。  
だれもが気軽に出かけられるまちづくりをめざします。  
だれもが心 ふれあい支え合う社会をめざします。  
だれもが共に考え、共につくるバリアフリー化を進めます。

## 第1編 全体構想

### 1. バリアフリー基本構想の概要

#### (8)ユニバーサルデザインへの対応

#### (9)心のバリアフリーを目指して

※現行の基本構想の内容から変更なし

#### (8) ユニバーサルデザインへの対応

本市では、バリアフリー化の基本理念である「だれもがやさしくなる吹田のまちづくり」の実現に向けて、バリアフリー化だけでなく、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設の整備を推進します。

また、ソフト面でのユニバーサルデザインに関する施策を進めます。

#### (9) 心のバリアフリーを目指して

本市では、「人を思いやり、助け合う」ことが、バリアフリーを進める第一歩であると考え、「だれもがやさしくなる」吹田のまちづくりを目指しています。

本基本構想では、主に施設改善などのハード整備を取り上げていますが、それだけではすべての人が安全・安心・快適に移動できるようになるとは言えません。

このため、すべての人が相互に思いやり、助け合う社会を実現するための「心のバリアフリー」の取り組みを推進します。

## 第1編 全体構想

### 2. 吹田市の概要【説明省略】

- (1)人口 ……当面は増加
- (2)高齢化率 ……上昇傾向
- (3)障がい者手帳所持者数 ……市の人口の5%程度で推移
- (4)用途地域 ……約84.5%のエリアが住居系

#### (1) 人口

本市の人口は、近年、住宅用地の再整備を背景に増加し続けています。今後も、千里ニュータウンの建替えや新たな住宅建設により、当面の間は人口が増加する見込みですが、将来的には人口が減少しはじめる予想されます。

人口構造は、年少人口と生産年齢人口がいずれも減少している一方、老年人口は増加してきており、今後も少子高齢化が進展する見込みです。また、高齢者の単独世帯についても、増加していくことが予想されます。



図：吹田市の人口の推移と将来人口の推計



図：吹田市の将来世帯数の推計

資料：平成27（2015）年まで総務省「国勢調査」  
 令和2（2020）年以降吹田市「吹田市第4次総合計画策定に係る人口推計について」

音声コード  
作成予定

## 第1編 全体構想

### 3. バリアフリー整備を重点的かつ 一体的に行う地区

#### (1)重点整備地区の設定

- ・地区別に考え方を整理

※現行の基本構想の内容から変更無し

#### 3 バリアフリー整備を重点的かつ一体的に行う地区

##### (1) 重点整備地区の設定

###### ア 考え方

本市では、これまで、市域内にあるすべての鉄道駅及び周辺のバリアフリー化を進めるため、鉄道駅から概ね1km圏内にある生活関連施設や生活関連経路を含む区域を重点整備地区として定め、重点的かつ一体的な整備を行ってきました。Step1の見直しではこれまでの重点整備地区を踏襲し残る事業を推進すると共に、新たにホーム柵の設置を進めます。各地区の重点整備地区設定理由は以下のとおりです。

###### (ア) 江坂地区

江坂地区は、本市の商業・業務エリアの核として位置づけられます。特定旅客施設である江坂駅の利用者数は市内で最も多く、市内外から多くの人が集積していることなどから重点整備地区として選定しました。

###### (イ) 山田地区

山田地区は、丘陵地であり、良好な住環境が形成されています。駅周辺では、将来にわたって駅前としてふさわしい土地利用が図れる都市基盤の整備を目的とした山田駅周辺整備事業が実施されており、当該事業と一体となった効果的なバリアフリー整備を行うため、重点整備地区として選定しました。

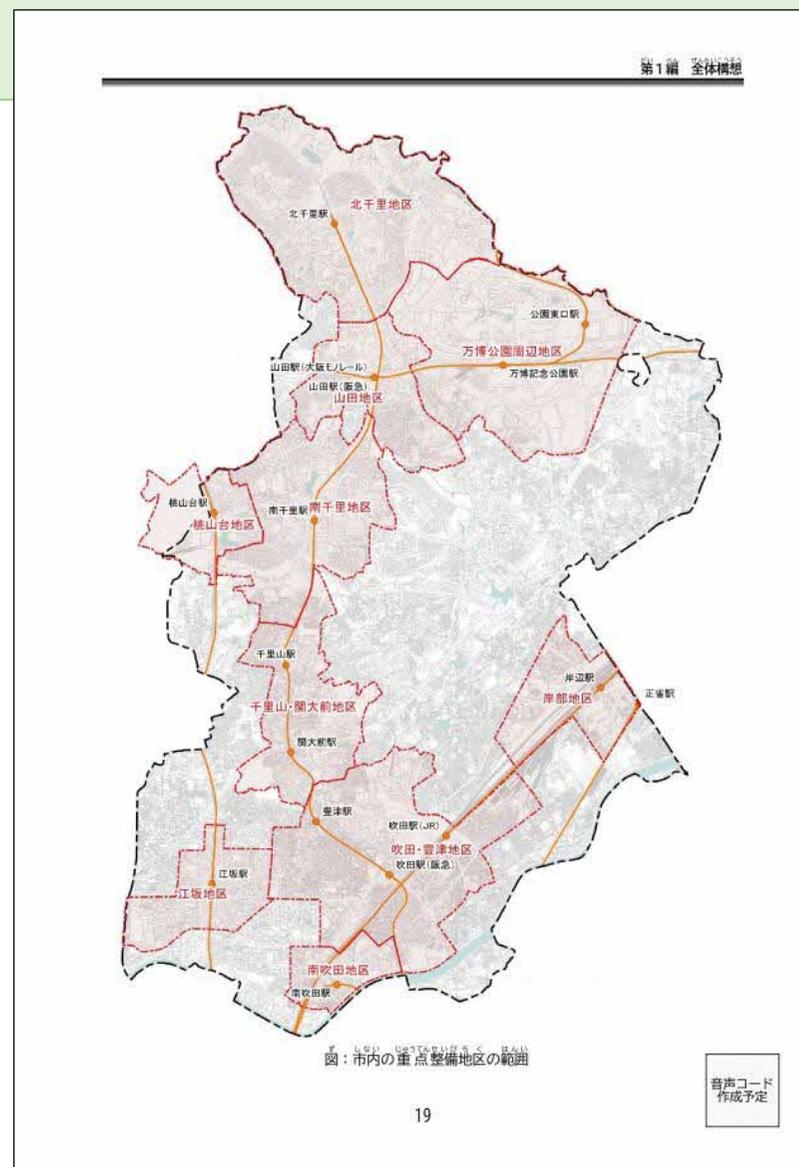
## 第1編 全体構想

### 3. バリアフリー整備を重点的かつ一体的に行う地区

【参考：重点整備地区図】

No.	地区名	設定時期	面積
1	江坂地区	平成 14 (2002) 年度	約 1.20 km <sup>2</sup>
2	山田地区	平成 14 (2002) 年度	約 1.50 km <sup>2</sup>
3	吹田・豊津地区	平成 14 (2002) 年度	約 3.60 km <sup>2</sup>
4	桃山台地区※	平成 17 (2005) 年度	約 0.94 km <sup>2</sup>
5	千里山・関大前地区	平成 18 (2006) 年度	約 1.76 km <sup>2</sup>
6	南千里地区	平成 18 (2006) 年度	約 2.36 km <sup>2</sup>
7	岸部地区	平成 19 (2007) 年度	約 1.17 km <sup>2</sup>
8	北千里地区	平成 19 (2007) 年度	約 3.52 km <sup>2</sup>
9	万博公園周辺地区	平成 19 (2007) 年度	約 3.63 km <sup>2</sup>
10	南吹田地区	平成 29 (2017) 年度	約 0.61 km <sup>2</sup>

※市域をまたぐ地区設定のため、豊中市と共同で基本構想を作成しました。



## 第1編 全体構想

### 3. バリアフリー整備を重点的かつ

#### 一体的に行う地区

#### (2)生活関連施設の設定

#### (3)生活関連経路、準生活関連経路の設定

- ・設定の考え方を記載

※現行の基本構想の内容から変更無し

#### (2) 生活関連施設の設定

##### ア 考え方

生活関連施設とは、バリアフリー法において「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設」と定められています。

各重点整備地区内における生活関連施設は、バリアフリー法の定義や、本市の基準を元に、以下の範囲とします。

なお、具体的な施設の設定は、第2編で行います。

##### 【生活関連施設の定義※】

高齢者、障がい者などが利用する施設のうち、規模や利用状況などの地域実情を勘案し選定された施設で、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、実施可能性のある施設または既に移動等円滑化された施設。

##### 【施設用途別の設定の考え方】

旅客施設	鉄道駅（JR、阪急、大阪モノレール、北大阪急行、大阪メトロ）
公共・公益施設	国、府、市などの主な施設
教育施設	養護学校、大学、高等学校など
医療・保健施設	（医療施設）入院施設があり、病床数が100床以上
福祉施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設など（通院通所施設であるもの）
公園	広域公園、総合公園、地区公園
商業施設	大規模小売店舗（1,000㎡超）、中規模小売店舗（500～1,000㎡以下）、商店街など
路外駐車場	駐車用の面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収するもの

音声コード  
作成予定

## 第1編 全体構想

### 3. バリアフリー整備を重点的かつ 一体的に行う地区

#### (4)重点整備地区における移動等の円滑化

##### 特定事業（事業実施を義務化）

※現在指定している事業：鉄道駅・道路・交通安全施設

##### その他の事業

※上記区分のほか、建築物・公園・ソフト事業など

#### (4) 重点整備地区における移動等の円滑化

今後、本基本構想に基づき、吹田市・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会が施設や道路などのバリアフリー化事業を実施していきます。

また、市民、施設設置管理者、行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、「心のバリアフリー」を推進していきます。なお、事業の区分は以下のとおりとします。

##### ア 公共交通特定事業

- ・ 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（ホーム柵、エレベーター、トイレなど）の整備、これに伴う構造の変更に関する事業
- ・ 鉄道、バス、福祉タクシーなどの車両におけるバリアフリー整備（車両の低床化など）に関する事業

##### イ 道路特定事業

- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工物の設置に関する事業
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、段差解消など）に関する事業

##### ウ 交通安全特定事業

- ・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業
- ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

## 第1編 全体構想

### 3. バリアフリー整備を重点的かつ 一体的に行う地区

#### (5)バリアフリー化の整備水準

- ・ 鉄道駅や道路などの区分別にバリアフリー化の整備水準を設定
- ・ 各管理者が問題意識を共有するための資料

※現行の基本構想の内容から変更無し

#### (5) バリアフリー化の整備水準

本項目は、バリアフリー化事業の実施にあたり、目指すべき整備水準を示したものであり、各施設設置管理者等が問題意識を共有するためのものです。

このため、一部の施設などにおいては、既に解消済みであるものや、構造上などの理由により短期的に解決できない内容も含まれます。

これら整備水準のうち、具体的に事業実施が見込まれるものについては、第2編で事業を位置づけています。

#### ア 鉄道駅、バス等

##### 【基本的な考え方】

特定旅客施設となる駅舎においては、高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、公共用通路からホームまで安全で安心して移動できる移動等円滑化された経路（バリアフリー化経路と記す）を1経路以上設けるように努めます。

##### 【ホーム柵の整備】

ホーム柵が未整備の駅については、駅利用者の安全性を確保するため、将来的に市内全駅に設置されるよう引き続き整備の促進に努めます。

##### 【垂直移動施設の整備】

・ 垂直移動設備としてエレベーターを最優先に設置するよう努めます。

## 第1編 全体構想

### 4. バリアフリー化の推進に向けて

#### (1) 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

- ・ 推進体制（吹田市バリアフリー推進協議会）

#### (2) 持続的かつ段階的な発展

（スパイラルアップ）

#### (3) バリアフリー化に向けた責務と役割

※ 現行の基本構想の内容から変更無し

#### 4 バリアフリー化の推進に向けて

##### (1) 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

本市では、吹田市バリアフリー推進協議会を継続して開催し、市全体のバリアフリー化の実現を図ります。

##### (2) 持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）

今後とも住民や事業者、高齢者、障がい者などの意見や提案などを踏まえて基本構想を作成し、移動等円滑化の状況を把握しながら計画の改善を図ります。特にこれまで実施した整備状況のチェック及び評価を行いながら、構想のスパイラルアップを図るとともに、おおむね5年おきに基本構想の見直しを行います。

また、目標年次となる令和8（2026）年度には、基本構想の改定を行います。

## 第2編 基本構想の事業と進捗

### 【第2編の構成】

1. バリアフリー化に関する事項
2. バリアフリー化事業の内容とスケジュール
3. 地区別全体図

## 第2編 基本構想の事業と進捗

### 1. バリアフリーに関する基本事項

#### (1)生活関連施設

#### (2)生活関連経路

#### (3)準生活関連経路

- ・ 地区別に具体的な施設・経路名を整理
- ・ 策定当時から名称変更があったものなどを反映

### 1 バリアフリー化に関する基本事項

#### (1) 生活関連施設

本市の生活関連施設の設定の考え方から、各地区の生活関連施設は以下のとおりとします。

#### ア 江坂地区

記号	施設名	種類	選定理由
1-F1	江坂駅（大阪メトロ・北大阪急行）	旅客施設	広域的に利用される。
1-F2	ハンス江坂店	商業	吹田市の主要な商業地域である。
1-F3	ダイエー江坂公園前店	施設	
1-F4	ダイエー江坂駅前店		
1-F5	モアイプラザ		
1-F6	江坂オッツ		
1-F7	大塚屋江坂店		
1-F8	アメニティ江坂		
1-F9	江坂図書館	公共施設	公共施設の複合エリアであり、吹田市全域からの利用も多い。
1-F10	江坂公園	公園施設	あり、吹田市全域からの利用も多い。
1-F11	府立吹田養護学校	教育施設	駅から徒歩で通学している生徒が多い。
1-F12	大和病院	医療・保健	病床数が100以上と比較的多く、駅からの利用も多い。
1-F13	みどり健康管理センター	施設	
1-F14	井上病院		
1-F15	甲聖会記念病院		

音声コード  
作成予定

## 第2編 基本構想の事業と進捗

### 2. バリアフリー化事業の内容とスケジュール

#### (1) 公共交通特定事業

- ・ 鉄道駅、バスに関する特定事業
- ・ 表の形式で事業を整理

#### 2 バリアフリー化事業の内容とスケジュール

##### (1) 公共交通特定事業

対象	項目	内容	時期
江坂地区			
江坂駅（大阪 メトロ・北 大阪急行）	垂直移動施設 の整備	歩道から改札階までのエレベーターを設置	完了
	個別施設 の整備改良等	南北改札口に自動幅広改札機を設置	完了
		車いす用トイレ内の備品の設置やわかりやすい案内表示などの充実	完了
		円滑な移動の推進に寄与するICカード導入	完了
		可動式ホーム柵の設置	完了
	誘案内情報 施設の整備	構内案内表示の充実 視覚障がい者誘導用ブロックの改善	完了 完了
山田地区			
山田駅（大阪 モノレール）	垂直移動施設 の整備	地上からホームまでのエレベーターを設置 （現在のエレベーターは改札からホームまで利用）	完了
	個別施設 の整備改良等	幅広改札の設置	完了
		階段の手すりの改良	完了
		ホーム、車両の段差解消	完了
		円滑な移動の推進に寄与するICカード導入	完了
		車いす用トイレ内の備品などの充実	完了
	誘案内情報 施設の整備	可動式ホーム柵の設置	完了
		構内案内表示の充実 構外への案内表示の整備 視覚障がい者誘導用ブロックの改善	完了 完了 完了

## 第2編 基本構想の事業と進捗

### 2. バリアフリー化事業の内容とスケジュール

#### (1) 公共交通特定事業

- ・ 鉄道駅のホーム柵の設置について事業を追加
- ・ 実施時期については、事業者と相談中
- ・ 計画期間内（令和8年度まで）実施の場合「短期」と記載

対象	項目	内容	時期
山田駅 (阪急)	垂直移動施設の整備	東西連絡通路東側にエレベーター1基設置	完了
		東西連絡通路東側にエスカレーター2基設置	完了
		東西連絡通路階段に二段式手すり設置	完了
		モノレール連絡通路西改札付近にエレベーター1基設置	完了
		モノレール連絡通路にエスカレーター2基設置	完了
	個別施設の整備改良等	幅広改札機の設置	完了
		新型タイプ券売機を東西改札各1基導入	完了
		車いす用トイレの設置（オストメイト仕様トイレを含む多機能トイレの設置）	完了
		円滑な移動の推進に寄与するICカード導入	完了
		東西連絡地下通路の設置	完了
	誘導案内情報施設の整備	可動式ホーム柵の設置	長期
		駅構内・構外の主要施設の動線に視覚障がい者誘導用ブロックを設置	完了
		駅名表示、時刻表、点字進賃表、運賃表、避難誘導灯などの案内表示の設置	完了
		通路内及び階段、エレベーター乗口まで視覚障がい者誘導用ブロックを設置	完了
		改札口、エレベータなどに案内看板を設置	完了

音声コード  
作成予定

## 第2編 基本構想の事業と進捗

### 2. バリアフリー化事業の内容とスケジュール

#### (2)道路特定事業

- ・ 道路に関する特定事業
- ・ 残された事業の実施時期は「短期」※を基本としています。

※計画期間内（令和8年度まで）の実施予定

#### (2) 道路特定事業

対象	事業者	項目	内容	時期
江坂地区				
国道423号、 国道479号	大阪府	誘導案内の整備	視覚障がい者誘導用ブロックの整備	完了
垂水豊津線		既設道路の改良	植樹帯の改良、電柱・信号柱の移設による歩道有効幅員の確保	完了
豊津町12号線		既設道路の改良	バリアフリーに配慮したコミュニケーション道路として再整備	完了
江坂町56号線 (垂水豊津線以南)	吹田市	既設道路の改良	植樹帯の改良、電柱・信号柱の移設による歩道有効幅員の確保	短期
江の木町4号線		既設道路の改良	横断歩道などの切下部に平坦部を設置	完了
穂波芳野線		既設道路の改良	有効幅員を確保した歩道を片側に整備、電柱などの移設による歩道有効幅員の確保	完了
山田地区				
山田上小野原線		誘導案内の整備	視覚障がい者誘導用ブロックの整備	完了
南千里茨木 停車場線	大阪府	既設道路の改良 誘導案内の整備	段差・勾配の解消 視覚障がい者誘導用ブロックの整備	完了 完了
真面摂津線		既設道路の改良	バリアフリーに配慮した路面舗装	完了
		誘導案内の整備	視覚障がい者誘導用ブロックの整備	完了

音声コード  
作成予定

## 第2編 基本構想の事業と進捗

### 2. バリアフリー化事業の内容とスケジュール

#### (3)交通安全特定事業

- ・ 信号機に関する特定事業
- ・ 構想策定当時の計画事業はすべて完了

#### (3) 交通安全特定事業

対象	項目	内容	時期
江坂地区			
江坂町東交差点 [国道423号]	信号機の改良	視覚障がい者音響信号機の設置	完了
豊津町北交差点 [国道423号]	信号機の改良	視覚障がい者音響信号機の設置 交通弱者用押しボタンの設置	完了
江坂駅前交差点 [国道423号・垂水豊津線]	信号機の改良	視覚障がい者音響信号機の設置	完了
広芝町11番交差点 [国道423号]	信号機の改良	視覚障がい者音響信号機の設置	完了
藏人町交差点 [国道479号]	信号機の改良	視覚障がい者音響信号機の設置	完了
藏人東交差点 [国道479号]	信号機の改良	視覚障がい者音響信号機の設置	完了
江の木町西交差点 [国道479号]	信号機の改良	視覚障がい者音響信号機の設置	完了
江の木町北交差点 [国道479号]	信号機の改良	視覚障がい者音響信号機の設置	完了
広芝町9番交差点 [国道479号]	信号機の改良	視覚障がい者音響信号機の設置	完了
江坂公園前交差点 [垂水豊津線]	信号機の改良	視覚障がい者音響信号機の設置	完了
垂水町3丁目南交差点 [垂水豊津線]	信号機の改良	視覚障がい者音響信号機の設置	完了
江の木町16番交差点 [榑波芳野線]	信号機の改良	視覚障がい者音響信号機の設置	完了

音声コード  
作成予定

## 第2編 基本構想の事業と進捗

### 2. バリアフリー化事業の内容とスケジュール

#### (4) その他事業

##### ア 公共交通に関する事業

- ・ ソフト対策、バス停の改良に関する事業

##### イ 道路に関する事業

- ・ 残された事業を「短期」で実施予定

##### ウ 交通安全に関する事業

- ・ 横断歩道の設置検討

#### (4) その他事業

##### ア 公共交通に関する事業

対象	項目	内容	時期
鉄道駅	ソフト対策	駅員の教育訓練の継続実施	継続
バス停	バス停	バリアフリー化に配慮したバス停の改良	完了

##### イ 道路に関する事業

対象	事業者	項目	内容	時期
江坂地区				
熊野大阪線	大阪府	別途協議	未定	長期
江坂町66号線	吹田市	既設道路の改良	有効幅員を確保した歩道を片側に整備	短期
垂水町32号線		既設道路の改良	有効幅員を確保した歩道を片側に整備	短期
江坂町56号線 (垂水豊津線以北)		既設道路の改良	有効幅員の確保、切下部にへりあんを設置	短期
垂水広芝線		既設道路の改良	車道幅員を調整して歩道有効幅員を確保、横断歩道などの切下部に平坦部を設置	短期
豊津町21号線		既設道路の改良	路面表示で歩道機能を確保	短期
芳野町2号線		個別施設の整備 改等	道路照明施設の整備	短期

音声コード  
作成予定

## 第2編 基本構想の事業と進捗

### 2. バリアフリー化事業の内容とスケジュール

#### (4) その他事業

##### エ 心のバリアフリーに関する事業

- ・ 広報、啓発の推進（教育活動を含む）
- ・ 情報提供

※現行の基本構想の内容から変更無し

##### エ 心のバリアフリーに関する事業

###### (ア) 心のバリアフリーについて

ハード整備を行っても、その施設が使える状態であれば、バリアフリー化がなされているとは言えません。また、ハード整備をどれだけ行っても、解消できないバリアもあります。

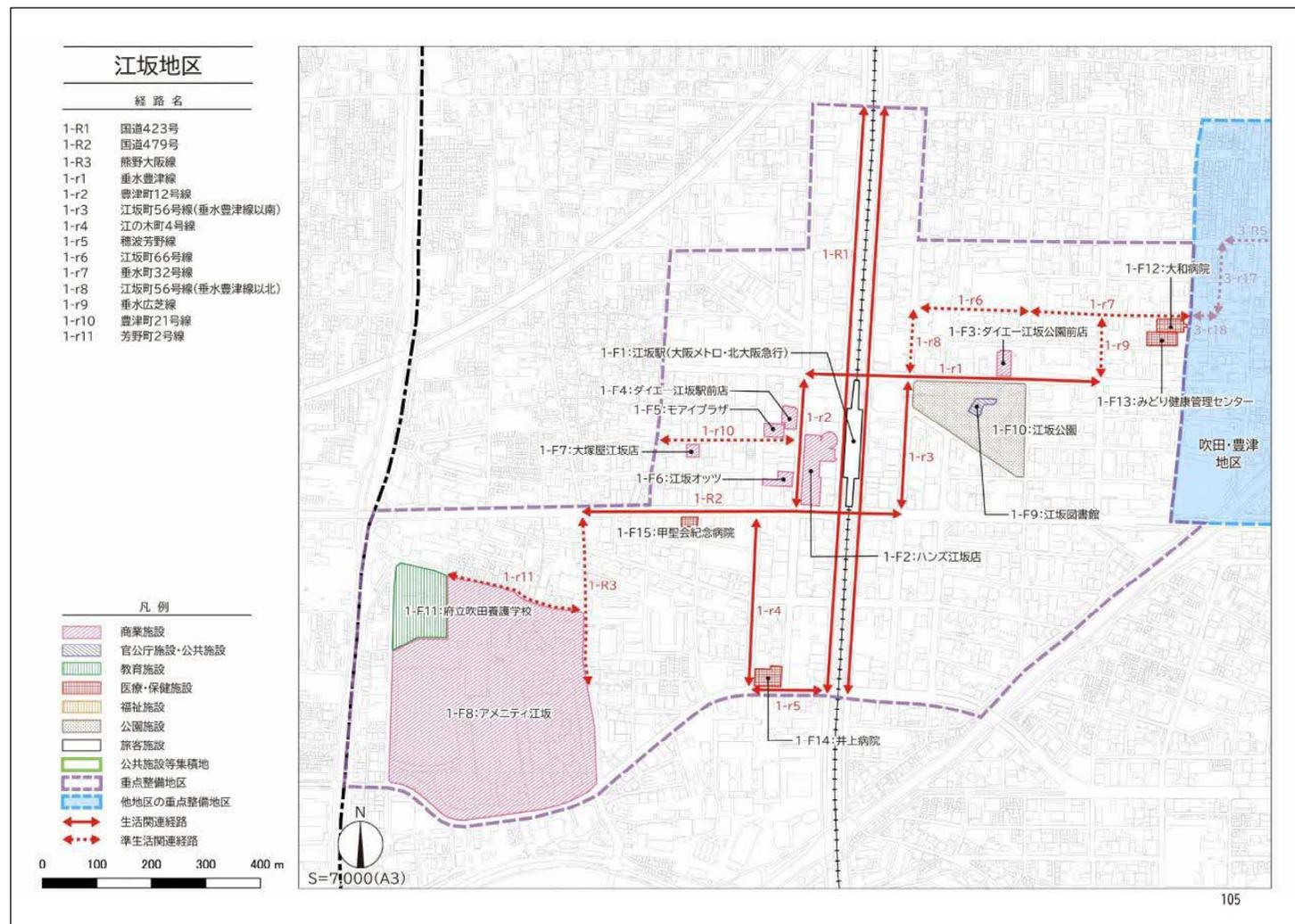
例えば歩道上の迷惑自転車駐車や商品、看板などは、道路を通行する人にとって迷惑となるだけでなく、目の不自由な方が通行した場合には事故を起こす可能性もあります。また、身体障がい者用駐車スペースに障がいを持たない方が車を駐車すると、本当にそのスペースを必要とする方が使用できなくなります。

これらを解消するためには、一人ひとりの「心のバリアフリー」が重要です。そして「心のバリアフリー」を広げていくためには、「他人事」ではなく「自分の問題」としてとらえ、考え、行動していく必要があります。

## 第2編 基本構想の事業と進捗

### 3. 地区別全体図

#### 計10地区の地図



## 第3編 基本構想策定の経緯

### 【第3編の構成】

1. 基本構想のしくみ
2. 基本構想策定の経緯
3. 地区の概要と市民意見

### 【まとめ方について】

- ・参考資料集となるため、別冊としてウェブリンクを記載

#### 第3編 別冊：基本構想策定の経緯（リンク記載）

第3編は、基本構想の策定時に行ったワークショップの意見や、策定の経緯を整理しており、資料編の位置づけとなります。

詳細は、以下のリンクからダウンロードしてご覧ください。

[参考資料へのリンク](#)

## 【別冊】

# 1. 基本構想のしくみ

## (1) 社会的背景

・バリアフリー法策定までの流れ

・バリアフリー法の改定

## (2) バリアフリー法のしくみ

### 1 基本構想のしくみ

#### (1) 社会的背景

##### ア バリアフリー法制定までの流れ

現在、我が国では高齢化が急速に進んでおり、令和2（2020）年に実施された国勢調査では、65歳以上の高齢者人口割合が28.6%と国民の4人に1人が高齢者となるという他に例を見ない高齢社会を迎えており、高齢者の方々が安心して暮らすことができる社会の形成が望まれています。また、障がい者等の方々についても、社会・経済活動への積極的参加の実現が強く求められています。

このためには、これらの方々々が気軽に安心して移動できるようにすることが必要ですが、移動にあたっては現に様々なバリア（障壁）が存在しており、このバリアフリー化（障壁の除去）が重要な課題となっています。

このような状況の中で、平成12年（2000年）11月に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」が施行されました。「交通バリアフリー法」では、鉄道やバスなどをバリアフリー化するとともに、市町村が駅やその周辺地域について地域の実情に即して基本構想を作成し、関係者が協力してバリアフリー化を進めることを定めました。施行から5年目に、附則第3条に従い「交通バリアフリー法」は見直しがされました。

「交通バリアフリー法」と「ハートビル法※1）」を統合・拡充し、平成18年12月20日に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」、通称「バリアフリー法」が施行されました。

この法律は、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するた

めに、高齢者、障がい者等がよく利用する公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物などの施設の一体的な整備を推進するための措置を講ずることにより、移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。市町村は地域の実情に即して基本構想を作成し、関係者が協力して、バリアフリー化を進めることとしています。

##### イ バリアフリー法の改定

その後、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機として、共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するための総合的な措置を講ずることを目的として、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」について、2回の改正（平成30年5月公布、令和2年5月公布）が行われました。主な改正内容は、理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化したこと、市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設したこと、基本構想やマスタープランに記載する事業メニューの一つとして「心のバリアフリー」に関する事項を追加したこと、公立小中学校、バス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）、貸切バス、遊覧船等を基準適合義務の対象へ追加したことが挙げられます。

## 第3編 基本構想策定の経緯

### 2. 基本構想策定の経緯

#### (1)第1段階：

#### 平成14年度基本構想策定

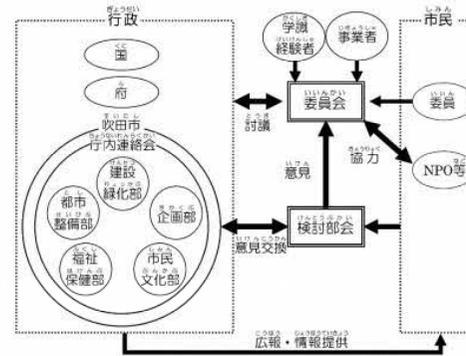
- ・策定までの検討体制を整理

～(4)第4段階(5冊目)まで  
同じ構成となっています。

### 【別冊】

#### 2 基本構想策定の経緯 (1) 第1段階：平成14年度基本構想策定 ア 基本構想策定のしくみ

基本構想は、「吹田市交通バリアフリー基本構想策定委員会（以下、委員会と記す）」を諮問組織として検討を進めました。また、市民の要望にかなう質の高い交通バリアフリー化を進めるためには、基本構想の検討段階において、市民の皆様と共に考えていくことが重要であるという認識のもと、「吹田市交通バリアフリー化検討部会」（以下、検討部会と記す）を設立し、できるだけ多くの市民の皆様の見解を反映してきました。さらに、交通バリアフリー化の検討は、歩道や駅舎といった道路・交通部門だけではなく、吹田市の総合的なまちづくりも含めた幅広い分野にわたるよう、市役所内部に「庁内連絡会議」を設置し、関係部署間との調整を図ってきました。



図：基本構想策定のしくみ

第3編 別冊：基本構想策定の経緯

表：吹田市交通バリアフリー基本構想策定委員会 委員名簿（平成15年3月時点）

氏名	役職
委員長 新田 保次	大阪大学大学院 工学研究科 教授（交通システム学）
副委員長 永田 博範	吹田市自治会連合会 協議会 代表
委員 船田 博	大阪大学大学院 工学研究科 教授（人間工学）
〃 船橋 幸生	大阪大学大学院 人間科学研究科 助教授（高齢社会工学）
〃 海原 香美子	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 代表
前委員 河津 二三	吹田市高齢クラブ連合会 代表
委員 西岡 徳夫	吹田市高齢クラブ連合会 代表
〃 道塚 祐男	吹田市工務局 代表
〃 松尾 幸史	男女共同参画推進室 代表
〃 大正 幸治	バリアフリー吹田市民会議 代表（聴覚障害者）
〃 香澤 祐子	バリアフリー吹田市民会議 代表（肢体障害者）
〃 比嘉 昭定	バリアフリー吹田市民会議 代表（視覚障害者）
〃 窪 美栄子	介機又はボランティア経験のある 公衆市民
〃 田村 美歌	子育て中の父又は子育て中の経験のある 公衆市民
前委員 船田 倫代	国土交通省 近畿運輸局 企画部 企画交遊企画課長
委員 廣津 正隆	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 消費者行動課長
前委員 藤原 茂	大阪府 茨木土木事務所 建設課長
委員 津田 彰博	大阪府 茨木土木事務所 建設課長
前委員 松本 徳志	大阪府吹田警察署 交通課長
委員 吉末 博	大阪府吹田警察署 交通課長
〃 岸田 大龍	大阪府交通局 駐車課 課長兼 自転車対策課長
前委員 安藤 俊司	北大阪 池行電鉄株式会社 鉄道部 副部長
委員 松本 敏史	北大阪 池行電鉄株式会社 鉄道部 部長
〃 神谷 昌平	阪急電鉄株式会社 鉄道事業本部 技術部 副部長
〃 川之上 敏博	西日本旅客鉄道株式会社 京都支社総務企画課（企画） 課長代理
〃 西山 隆	新幹線バス株式会社 自動車課 課長兼 企画課長（企画担当）
前委員 藤江 行樹	大阪高速鉄道株式会社 運輸部次長
委員 村井 達男	大阪高速鉄道株式会社 運輸部次長
〃 樋口 章	吹田市 助役
〃 澤柳 寛廣	吹田市 企画部 部長
前委員 船橋 一夫	吹田市 市民文化局 部長
委員 船田 健一	吹田市 市民文化局 部長
〃 湯川 義孝	吹田市 福祉保健部 部長
〃 松尾 俊男	吹田市 都市整備部 部長
〃 奥野 義昭	吹田市 建設部 部長
オブザーバー 佐々木 裕子	大阪府 建築都市局 建築指導部 建築指導課 課長代理 建設局 7-F
〃 米村 明子	ITバリアフリーマップ制作実行委員会事務局 局長

【別冊】

### 3. 地区の概況と市民意見

#### (1) 桃山台地区

- ・ 策定当時の状況、市民の意見を整理

※その他の地区についても同じ構成で整理しています。

#### 3 地区の概況と市民意見

- (1) 桃山台地区 構想策定時の概況と市民意見
- ア 構想策定時の概況
- (ア) 地形

桃山台地区は丘陵地を開発しているため、地形の起伏が大きくなっています。

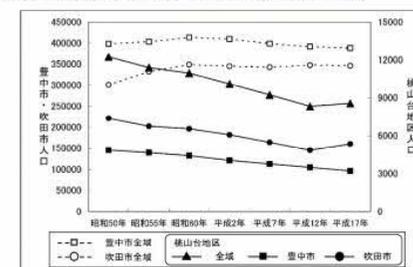


図：桃山台地区航空写真

#### (イ) 人口

【人口の推移】

人口は、豊中市がほぼ横ばい、吹田市が微増であるのに対し、桃山台地区は昭和50年（1975年）から平成17年（2005年）までに30%減となっています。



図：桃山台地区の人口の推移

資料：国勢調査（S50～H12）、H17住民基本台帳